

## 審査基準及び標準処理期間

|      |            |
|------|------------|
| 所属名  | 指導検査課 建設業係 |
| 内線番号 | 5222       |

| No. | 項目     | 内容  |
|-----|--------|---|
| ①   | 処分名    | 建設業の許可の申請   |
| ②   | 法令名    | 建設業法  |
| ③   | 法令番号   | 昭和24年法律第100号  |
| ④   | 根拠条項   | 第3条1項   |
| ⑤   | 処分権者   | 京都府知事   |
| ⑥   | 法令の定め  | <p>第三条 建設業を営もうとする者は、次に掲げる区分により、この章で定めるところにより、二以上の都道府県の区域内に営業所(本店又は支店若しくは政令で定めるこれに準ずるものをいう。以下同じ。)を設けて営業をしようとする場合にあっては国土交通大臣の、一の都道府県の区域内にのみ営業所を設けて営業をしようとする場合にあっては当該営業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者は、この限りでない。</p> <p>一 建設業を営もうとする者であつて、次号に掲げる者以外のもの</p> <p>二 建設業を営もうとする者であつて、その営業にあつて、その者が発注者から直接請け負う一件の建設工事につき、その工事の全部又は一部を、下請代金の額(その工事に係る下請契約が二以上あるときは、下請代金の額の総額)が政令で定める金額以上となる下請契約を締結して施工しようとするもの</p> |
| ⑦   | 審査基準   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設業法第7条、第8条、第15条</li> <li>・建設業許可申請の手引き(京都府作成)</li> </ul>  |
| ⑧   | 経由機関名  |   |
| ⑨   | 協議機関名  | 京都府警察本部   |
| ⑩   | 標準処理期間 | (⑪合計期間) 30日   |
|     | 経由期間   |   |
|     | 協議機関   | 14日   |
|     | 当該処分機関 | 協議機関の処理期間を含み30日   |
| ⑫   | 問合せ    | 指導検査課・建設業係(075-414-5222)  |
| ⑬   | 備考     | 事務の専行等: 土木事務所長  |